

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和5年1月18日（令和5年（行情）諮詢第30号）

答申日：令和6年5月31日（令和6年度（行情）答申第91号）

事件名：「徵収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「労働保険料等の滞納処分等の実施に関する規程及び同規程に基づき定められた要領等（申請の到達時における最新のものに限る。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「徵収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）令和3年3月 厚生労働省労働基準局労働保険徵収課」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきであり、別紙に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月5日付け厚生労働省発基0805第9号により厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下を求めるというものである。

- (1) 原処分を取り消す。
- (2) 用紙により作成された本件対象文書の全部を開示する。
- (3) 電磁的記録により作成された本件対象文書を新たに特定し、その全部を開示する。
- (4) 審査請求人の令和4年特定月日付け行政文書の開示の実施方法等申出書に基づき、用紙により作成された本件対象文書をスキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付を実施する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 用紙により作成された本件対象文書の一部を開示とした部分について

原処分のうち、本件対象文書の一部を開示とした部分については、その全部について理由がないと考えるほか、別表1の左欄に掲げる

本件対象文書のページにあっては、特に、同表の右欄に掲げるとおり不開示とすべき理由がないと考える。

イ 電磁的記録により作成された本件対象文書を特定しなかったことについて

処分庁より開示を受けた電磁的記録を検分するに、その作成日は令和3年（略）と、作成したアプリケーションは（略）、とPDF変換は（略）となっている。（図略）

このような事情からすると、処分庁においては、用紙による本件対象文書とは別に、電磁的記録による本件対象文書を保有しており、審査請求人の令和4年特定月日付け行政文書の開示の実施方法等申出書（以下「本件実施申出」という。）に係る開示の実施の際、当該電磁的記録による本件対象文書について開示を行ったものと考えられる。したがって、電磁的記録による本件対象文書は、現に処分庁において組織的に用いられているものと認められる。

そうすると、電磁的記録による本件対象文書は、処分庁の職員が職務上作成した電磁的記録であって、当該処分庁の職員が組織的に用いるものとして、当該処分庁が保有しているものであるから、法2条2項の行政文書に該当する。

結局、審査請求人の令和4年7月13日付けの行政文書の開示請求（特定番号）において、電磁的記録を請求対象から除外する旨を表示していない以上、電磁的記録による本件対象文書についても、同開示請求の対象であったというべきであるから、処分庁がこれを特定しなかったことは、不適法であったと考える。

ウ 本件実施申出に係る開示の実施について

本件実施申出に係る開示の実施について、審査請求人は、当初、本件実施申出において原処分において特定された用紙による本件対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録のオンラインによる開示の実施を希望していたところ、処分庁より、当該電磁的記録の容量が1メガバイトを超えるためオンラインによる開示の実施ができない旨の連絡を受けて、本件対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付を希望する旨の補正を行った。

しかし、処分庁より開示を受けた電磁的記録を検分すると、実際には、上記イに記載したとおり電磁的記録による本件対象文書をCD-Rに複写したものが交付されている。

なるほど確かに審査請求人において真に欲していたのは、電磁的記録による本件対象文書の公開ではあるが、一方で、開示実施手数料としては、電磁的記録による本件対象文書の場合の額（310-2

00 = 110円)よりも不利な額(3680 - 200 = 3480円)を納付している。

そうすると、仮に開示実施手数料の納付後に電磁的記録による本件対象文書も存在することが判明したのだとすれば、

- ① 電磁的記録による本件対象文書及び用紙による本件対象文書の両方が存在することについて教示を行い、電磁的記録による本件対象文書に開示を求める場合には、改めて当該電磁的記録による本件対象文書に係る開示決定を行った上で、本件実施申出については取下げを認める。
- ② 本件実施申出に係る開示の実施については、当該電磁的記録による本件対象文書及び用紙による本件対象文書の両方について開示の実施を行う。

等、いずれにしても、納付した手数料以上の便宜が提供されるような工夫がなされるべきであったと考える。

本件においては、審査請求の段階で、本件実施申出を取り下げることは現実的ではないことから、本件実施申出に係る納付済の開示実施手数料に対応する用紙による本件対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付を求めるものである。

エ その他

- (ア) 開示実施の申出において希望した実施の方法と実際になされた実施の方法が相違した場合の開示実施手数料の一部の返還の請求の可否等について

上記ウの点について、現実には、処分序に限らず、用紙による行政文書であることを前提とした開示実施手数料を納付したにも関わらず、電磁的記録による行政文書をCD-Rに複写したものが交付されることが少なくない。

このような場合に開示請求者が手数料の一部の返還を求めることができるかどうか、情報公開・個人情報保護審査会としての見解が知りたい。

- (イ) 両面印刷の文書の開示の実施手数料について

また、本件対象文書は両面印刷であると推定されるところ、法施行令別表によれば、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付を行う場合の開示実施手数料については、1枚につき100円に当該文書1枚ごとに10円としている。

ところで、情報公開の実務においては、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付に係る開示実施手数料の算定については、両面印刷の文書について片面を1枚

としているが、この点について、同令別表一の項トの「当該文書・・・1枚ごと」を文字どおりに読めば、当該文書が片面であるか否かにかかわらず、その用紙の枚数を単位として計算すべき旨定めているとも解せられる。

この点について、総務省行政管理局調査法制課より、令和4年特定月日付で、「法施行令においては、開示実施手数料は開示の実施の準備に要する事務費をもとに定めているため、同令別表に規定する「一枚」は、読み取りや複写の作業を行ったページ数を単位として算定することとしている。備考の規定は、両面印刷の用紙の場合は、「紙の枚数」か「ページ数」のいずれを算定単位とするかが紛れないよう明確化するためも設けられたものであり、備考に掲げた以外の算定単位が「紙の枚数」となるとの趣旨ではございません。」との回答を得ているところであり、審査請求人としても、

「用紙一枚」という場合の「一枚」と、「当該文書・・・一枚」という場合の性質の違いを踏まえれば、かかる解釈には一定の合理性はあると考える。

しかしながら、少しの疑義もないとは言えないと考える所以、本審査請求にあたり、改めて情報公開・個人情報保護審査会としての見解が知りたい。

(2) 意見書

ア 不開示情報該当性について

審査請求人としては、本件対象文書の全部の開示を求めるものであるが、特に下記の点について、主張しておきたい。

(ア) 理由説明書の3 (1) 第2段落の記載について

処分庁は、本件対象文書が徴収事務従事職員にのみその利用が許されている旨主張するが、不開示情報該当性との関係が不明である。

(イ) 理由説明書の3 (3) ア第1段落及び第2段落並びに同 (3) イの記載について

特に財産調査や滞納処分における文面の記載例等については、それ自体としては、国または地方公共団体に共通する一般的なものである。いずれにせよ、公知の事項であって、不開示情報には該当しないと考える。

(ウ) 理由説明書の3 (3) ア第3段落の記載について

処分庁は、「・・・不開示部分が公にされることとなれば、そこに記録された文言のみによって、あたかもそれが国の滞納処分等であるかのように理解される等の旨主張をするが、ある文書の施行が滞納処分等に該当するか否かは、処分庁の内規により定まるものではなく、国徴法その他の法令との関係で定まるものである。いず

れにしてもかかる主張は、不開示情報該当性には影響を与えない。

イ 原処分における開示実施等について

(ア) 電子媒体（ワード）の特定について

処分庁の理由説明書によれば、処分庁では、本件対象文書について原本である紙媒体の写しとして電子媒体（ワード）を保有しているとする。

そうすると、当該電子媒体（ワード）が、職員が自己の執務の便宜のために保有しているにとどまる場合であれば格別、写しであることをもって、法上の行政文書に該当しない理由はないものと解される。

また、原処分に係る開示実施に当たり、当該写しを用いていることからは、一定の組織共用性等も推認されると考える。

結局、処分庁の理由説明書の内容を踏まえても、当該電子媒体（ワード）を特定しないことには、理由がない。

(イ) 紙媒体の本件対象文書をスキャンしたものをCD-Rに複写したものの交付について

原処分庁の理由説明書によれば、原処分庁では、原処分に係る開示実施について、電磁媒体（ワード）をPDF変換したものを開示したとする。

なるほど確かに、処分庁としては、電子媒体（ワード）を変換してできたPDFと紙媒体をスキャナにより読み取ってできたPDFとで、その記録する内容は同一と思料していると思われる。

しかしながら、紙媒体の場合、職員による書き込みや蛍光ペン等の文字情報以外の情報を含みうる。

処分庁としては、当該紙媒体と電子媒体（ワード）とを直接見分しているから、このような文字情報以外の情報の差異がないとすれば、そのないことを確認することができるが、開示請求者としては、仮にこのような文字情報以外の情報の差異がなかったとしても、そのないことを確認する術はない。

そうすると、処分庁が紙媒体をスキャナにより読み取ってできたPDFに代えて、電子媒体（ワード）を変換してできたPDFについて開示実施を行ったことは、妥当ではないと考えられる。

なお、開示実施手数料の適正な徴収という観点からも、徴収された手数料額と実際の開示の実施方法に対応する手数料額とが対応しないことは適切とは言いがたいと考える。

結局、処分庁の理由説明書の内容を踏まえても、開示の実施方法等申出書により申出のあった開示の実施方法と異なる方法により開示実施をしたことは、不當である。

(ウ) そのほか、滞納様式についても、本件請求文書の一部を構成すると考えるものである。

第3 質問庁の説明の要旨

質問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年7月13日付け（同日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、令和4年8月5日付け厚生労働省発基0805第9号により、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年10月16日付け（同月20日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件対象行政文書は、「徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）令和3年3月 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課」であり、執務資料として保有している文書である。

本件対象文書は、全国に設置された労働局労働保険徴収課室及び労働基準監督署（以下「徴収課室等」という。）において、徴収事務に従事する職員が、労働保険料等の納付を確認できない事業主に対して、納付の督促及び督励を行い、そして、督励してもなお納付の確認ができない事業主に対する財産調査や滞納処分を行う際の執務資料として、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課において作成した内部資料である。そのため、本件対象文書の使用は上記の徴収事務従事職員にのみ許され、徴収課室の徴収業務従事職員以外の職員に配布されたことはなく、現在まで図書館等で一般の閲覧に供されるなどして公にされたこともない。

(2) 原処分における不開示部分について（不開示部分及び法5条各号該当性については、別表2の1ないし3欄のとおり）

ア 本件対象文書に係る滞納整理及び滞納処分における調査及び進行管理に関する部分

イ 本件対象文書に係る第三者へ実施する調査に関する部分

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条6号イ該当性について

上記（2）アの不開示部分には、国が労働保険料等の納付を確認できない事業主に対して、納付の督促及び督励を行い、そして、督励してもなお、納付の確認ができない事業主に対する財産調査や滞納処分を担当する際の具体的な手法、対応及び留意すべき点及び着眼

すべき点等の情報が記録されている。これらの情報は、国が労働保険料等の納付を確認できない事業主に対する事務処理を遂行するに当たってのいわゆる手の内情報であって、一般に公にされることが予定されていないものである。

上記（2）アの不開示部分は、国の滞納処分等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが事業主に伝わることとなれば、事前に資産を隠匿する等により、現に徴収課室が実施する徴収事務において正確な事実の把握が困難となるおそれがある。また、今後、国が実施する滞納処分等徴収事務においても、同様のおそれが懸念される。

また、仮に上記（2）アの不開示部分が公にされることとなれば、そこに記録された文言のみによって、あたかもそれが国の滞納処分等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国の滞納処分対応等が誤って推認されるなどして、国の滞納処分対応等についての一方的な評価を招き、個々の労働保険料等の納付を確認できない事業主に対する国の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

したがって、上記（2）アの不開示部分は、法5条6号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性について

上記（2）イの不開示部分には、国が実施する第三者へ実施する調査に関する事項が記載されている。これが公にされた場合には、当該調査の対象となる事業主がこのことを恐れ、当該調査を実施する第三者に対して、いたずらや偽計といった業務妨害を加えることにより、徴収課室等の当該担当部署において必要とする業務上の連絡などに支障を来すことや当該調査そのものを妨害することも否定できず、労働保険徴収業務について事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、上記（2）イの不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（4）原処分における開示実施について

審査請求人は、審査請求書において、①電磁的記録により作成された本件対象文書を新たに特定すること、②請求人が求めた開示実施方法のとおり、紙媒体の本件対象文書をスキャンしたものをC D – Rに複写したものを受けたことを申し立てる。

上記請求人の主張を踏まえ、審査請求後に処分庁で事実関係等を確認したところ、処分庁においては、本件対象文書について、紙媒体を原本、電子媒体（ワード）を写しとして保管しており、審査請求人が電磁的記録での開示実施を希望したことを踏まえ、便宜的に写しである電子媒体（ワード）をP D F変換した上で、開示実施したものである。

したがって、開示実施について審査請求人の申立てに理由はなく、その主張は失当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、要旨、①原処分の取り消しを求める、用紙により作成された本件対象文書の全部を開示すること、②電磁的記録により作成された本件対象文書を新たに特定して当該文書の全部を開示すること、③用紙により作成された本件対象文書をスキャナにより電子化しCD-Rに複写したものを交付することを求めていたが、不開示情報該当性及び原処分における開示実施については、上記(3)及び(4)で示したとおりであるから、審査請求人の主張は原処分の当否を左右しない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和5年1月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月8日 | 審議 |
| ④ 同月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和6年4月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月15日 | 審議 |
| ⑦ 同年5月23日 | 審議 |
| ⑧ 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、滞納様式の追加特定、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について判断する。

- (2) なお、審査請求人は、電磁的記録により作成された本件対象文書の特定及び紙媒体の本件対象文書をスキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を求めている。

- (3) 上記(2)の点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し補足説明を求めさせたところ、諮問庁の上記第3の3(4)の説明に加え、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書はワードで作成し、P D Fにしたものを、徴収課室等に配布している。また、行政文書ファイルに編てつしている紙媒体は、決裁の完了した、事後修正されることのないワードを印刷し、そのまま保管しているものであることから、職員による書き込み等はなく、内容は原本である紙媒体と写しである電磁的記録に差異はない。

イ 本件開示請求において、審査請求人は対象となる行政文書の形式について特定せず請求を行っており、処分庁においても、原処分時にこの点について特に審査請求人に確認等は行っていない。また、開示の実施の方法を示すに当たっては、原本である紙媒体を念頭に、開示実施手数料を計算していた。

(4) 諮問庁の上記（3）の説明によれば、処分庁では本件対象文書の原本である紙媒体の他に、写しとして保管しているワードと、徴収課室等に配布したP D Fの2種類の電子媒体を保有していると認められる。また、当該電磁的記録は、行政機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有しているものであることから行政文書に該当し、本件対象文書は紙媒体及び電磁的記録の両方が存在するものと認められる。

原処分の行政文書開示決定通知書（以下「決定通知」という。）を確認したところ、「開示する行政文書の名称」として、本件対象文書が記載されているが、本件対象文書の媒体が何であるかについては記載されていない。また、決定通知の「開示の実施の方法等」においては、行政文書が用紙の場合について記載されているが、行政文書が電磁的記録の場合については示されていない。

(5) 本件開示請求が、行政文書の媒体を特定した請求ではなかったことを踏まえると、本件開示決定は、行政文書の媒体まで特定して決定したものとまではいえず、決定された本件対象文書は紙媒体及び電磁的記録の双方を含み得るものといえ、電磁的記録については、開示の実施段階において、開示実施できる行政文書として示されていなかったものと解される。

そうすると、本件対象文書は、紙とも電磁的記録とも特定されず決定されたものであるから、既に一部開示決定された本件対象文書について、改めて電磁的記録を特定すべきものとまではいえない。

(6) また、審査請求人は紙媒体をスキャナに取り込んだものを交付すべきと主張している。諮問庁は、上記（3）アのとおり、紙媒体と電磁的記録とで行政文書の内容に差異はないと説明するが、決定通知の「開示の実施の方法等」において、行政文書が用紙の場合を示していたにもかかわらず、電磁的記録の行政文書を開示実施したことは、異なる行政文書を開示したものと理解される。

- (7) 法19条においては、開示決定等又は開示決定等に係る不作為について審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しなければならないと規定されている。上記（5）及び（6）のとおり、審査請求人の電磁的記録を特定すべきという主張及び紙媒体をスキャナに取り込んだものを交付すべきという主張は、飽くまで開示の実施段階の問題であり、法19条に基づいて諮詢すべき事項に当たらないため、当審査会が答申すべき事項であるとは認められない。また、手数料に関する主張及び文書の枚数の算定に関する主張も、同様に当審査会が答申すべき事項とは認められない。
- (8) したがって、審査請求人の主張のうち、電磁的記録により作成された本件対象文書の特定、紙媒体の本件対象文書をスキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付、手数料に関する主張及び文書の枚数の算定に関する主張については判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人の主張する「滞納様式」について、当審査会事務局職員をして、諮詢庁に対し補足説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 本件対象文書はワードで作成し、PDFにしたものと、徴収課室等に電子媒体で配布している。「滞納様式」については、一部を業務用紙として配布し、また、エクセル形式及びPDF形式の様式を共有のフォルダに格納し、徴収課室等の職員が適宜修正の上、利用できるようしている。
- イ これらの滞納様式については、事務処理手引（以下「手引」という。）とは別に作成しており、手引の巻末にも含まれていない。本件請求文書は、「労働保険料の滞納処分等の実施に関する規定及び同規定に基づき定められた要領等（最新のもの）」であったため、本件開示請求の対象として手引を特定したものであり、滞納様式については、本件開示請求の対象として特定しなかったものである。
- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、滞納様式については、諮詢庁の説明のとおり、巻末に含まれていないことが確認できる。しかしながら、本件対象文書には、本文中に滞納様式を参照するよう記載があり、当該滞納様式について諮詢庁から提示を受け確認したところ、本件対象文書に記載された滞納整理事務を行うに当たり、携帯すべき証書や相手方に手交する文書のひな形であると認められた。
- (3) そうすると、当該滞納様式は、手引本体と一体として本件対象文書を成すものといえ、行政機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるために保有している行政文書であり、本件請求文書に含まないとはいひ難く、手引本体と合わせて本件対象文書の一部を成すものと考えられる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げた文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、①滞納整理の進行管理の詳細、②滞納整理における財産調査方法等の具体的な手法、③対応に当たっての留意点・着眼点及び聴取事項等が記載されていると認められる。

(2) 質問序は、本件不開示部分を公にした場合、これが事業主に伝わることとなれば、事前に資産を隠匿する等により、労働保険料の徴収事務において正確な事実の把握が困難となるおそれがあること、調査を実施する第三者への業務妨害を行うなど徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、法5条6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

しかしながら、本件不開示部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分については、①前後の記載内容や他の開示箇所から容易に推測可能な情報、②国税徴収の例により徴収すると定められている労働保険料等の徴収事務において、国税徴収法基本通達（昭和58年5月31日）等で公にされている事項など当該項目における記載として一般的な情報等であり、当該部分を公にすることで、質問序の説明するように、一部の者が事前に資産を隠匿する等により、労働保険料の徴収事務において正確な事実の把握が困難となるおそれや、調査を実施する第三者への業務妨害を行うなど徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等が生じるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) その余の部分（別表2の4欄に掲げる部分を除く部分）について

本件不開示部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分については、①滞納整理の進行管理の詳細、②滞納整理における財産調査方法等の具体的な手法、③対応に当たっての留意点・着眼点及び聴取事項等が具体的に記載されていると認められ、これらを公にすることにより、一部の者が財産の隠匿や滞納処分の回避を図る等の行為に及ぶおそれがあり、労働保険料の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

諮詢庁の作成する「情報公開事務処理の手引」の提示を受け、当審査会において確認したところ、対象行政文書を紙媒体と電磁的記録の両方で保有している場合については、開示請求者にその旨を教示し、あらかじめ対象行政文書を特定してもらうよう示されていた。当該手引のとおり対応していれば、審査請求人の主張する開示決定実施文書の媒体や開示実施手数料について、相応の意思疎通が図られたものと考えられる。

上記1（7）のとおり、電磁的記録の特定及び紙媒体をスキャナで取り込んだものの交付については審査会の判断するところではないが、現段階における処分庁の取るべき対応としては、行政文書が電磁的記録の場合についても開示の実施の方法等を示し、媒体に応じた開示実施の在り方について、審査請求人の意向を改めて確認したうえで、開示の実施を行うなど、当該手引に準拠した対応を行うことが望ましいと考えられる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条6号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであり、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聰、委員 久末弥生、委員 葦葉裕子

別表1

3-25 (「(1) 土地登記簿、建物登記簿の調査」に係る部分に限る。)	<p>本部分には、職務上の請求であることその他の徴収職員が土地登記簿、建物登記簿に係る登記事項証明書の請求をすることができる根拠が記載されていると考えられる。</p> <p>これは、単に法令の規定内容等を整理したものであると考えられ、公にすることによって、財産調査の妨害や忌避その他原処分の「不開示理由」に記載するような事情が生ずるとは考えがたい。</p> <p>このため、原処分のうち本部分を不開示とした部分には、理由がないと考える。</p>
3-30, 3-31	<p>少なくとも、「殿」や「年月日」、「記」といった一般的な記載については、公にすることによって、財産調査の妨害や忌避その他原処分の「不開示理由」に記載するような事情が生ずるとは考えがたいから、原処分のうち、当該部分を不開示とした部分には、理由がないと考える。</p>
3-37から3-43まで	<p>本部分には、財産調査における区分ごとの調査要領が記載されている。</p> <p>このような差押財産の特定の一般例は、浅田久治郎ほか共著『租税徴収実務講座〔改正民法対応編〕第2巻 一般徴収手続』をはじめとした民間の出版物等において現に公にされている情報であり、公にすることによって、財産調査の妨害や忌避その他原処分の「不開示理由」に記載するような事情が生ずるとは考えがたい。</p> <p>このため、原処分のうち、本部分を不開示とした部分には、理由がないと考える。</p>
4-4・4-5	<p>本部分には、差押えのために携帯すべき具体的な書類が記載されていると認められる。</p> <p>少なくとも、処分票、債権差押通知書や原符といった一般的な携帯物に関する限り、公にすることによって、滞納処分の妨害や忌避その他原処分の「不開示理由」に記載するような事情が生ずるとは考えがたい。</p> <p>このため、原処分のうち、本部分を不開示とし</p>

	た部分には、理由がないと考える。
4-10, 4-41 から4-47まで, 4-77, 4-12 4	<p>本部分には、差押調書における差押財産の特定の一般例が記載されているものと認められる。</p> <p>このような差押財産の特定の一般例は、公益財団法人 東京税務協会『滞納整理事務の手引（第23版）』をはじめとした民間の出版物や、国税不服審判所の裁決事例集等において現に公にされている情報である。</p> <p>また差押財産をどのように特定するのかという点において、仮にノウハウのようなものがあるとしても、そのノウハウが公にされることによって、差押財産が特定できないようにする等のほか、原処分の「不開示理由」に記載するような事情が生ずるとは考えがたい。</p> <p>このため、原処分のうち、本部分を不開示とした部分には、理由がないと考える。</p>

別表 2

1 頁番号（通し番号）	2 項目及び不開示部分	3 法5条該当号	4 開示すべき部分
目 3	7 5行目4文字目ないし11文字目, 6行目4文字目ないし9文字目, 7行目4文字目ないし21文字目, 8行目4文字目ないし28文字目	6 号イ	—
	13行目2文字目ないし5文字目, 15行目4文字目ないし7文字目, 17行目4文字目ないし23文字目, 18行目4文字目ないし10文字目		13行目, 15行目
目 4	8 21行目2文字目ないし11文字目, 22行目4文字目ないし6文字目, 23行目4文字目ないし7文字目	6 号柱書き及びイ	全て
目 5	9 10行目3文字目ないし6文字目		全て
2 - 5	3 16行目2文字目ないし17行目, 18行目2文字目ないし20行目, 21行目2文字目ないし最終文字, 22行目4文字目ないし最終文字, 23行目4文字目ないし26行目, 27行目ないし4文字目ないし29行目	6 号イ	21行目
2 - 6	3 3行目2文字目ないし6行目, 7行目4文字目ないし10行目, 11行目2文字目ないし15行目, 16行目2文字目ないし最終文字, 17行目2文字目ないし最終文字, 18行目2文字目ないし最終文字, 19行目2文字目ないし20行目, 21行目4文字目ないし22行目, 2		—

		3行目4文字目ないし最終文字, 24行目2文字目ないし26行目, 27行目4文字目ないし最終文字, 28行目4文字目ないし最終文字, 29行目4文字目ないし30行目, 31行目4文字目ないし最終文字		
2 — 7	3 9	1行目2文字目ないし3行目, 4行目4文字目ないし最終文字, 5行目4文字目ないし最終文字, 6行目2文字目ないし8行目, 9行目4文字目ないし10行目, 11行目4文字目ないし12行目, 13行目4文字目ないし14行目, 16行目2文字目ないし18行目, 19行目2文字目ないし23行目, 25行目ないし30行目		—
2 — 8	4 0	4行目ないし13行目, 15行目ないし21行目, 25行目2文字目ないし26行目, 27行目2文字目ないし最終文字, 28行目2文字目ないし29行目		4行目ないし6行目, 27行目
2 — 9	4 1	1行目2文字目ないし2行目, 3行目2文字目ないし5行目, 6行目2文字目ないし7行目, 9行目2文字目ないし11行目, 12行目2文字目ないし13行目, 14行目2文字目ないし18行目, 21行目2文字目ないし22行目, 23行目2文字目ないし25行目, 26行目2文字目ないし27行目		—
2 — 10	4 2	1行目ないし2行目, 6行目2文字目ないし最終文字, 7行目2文字目ないし8行目, 9行目2文字目ないし最終文字, 10		—

		行目 2 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 2 文字目ないし 1 4 行 目, 1 5 行目 2 文字目ないし 1 6 行目, 1 7 行目 2 文字目ない し 1 8 行目, 1 9 行目 4 文字目 ないし最終文字, 2 0 行目 4 文 字目ないし 2 5 行目		
2 - 1 1	4 3	1 行目ないし 3 行目, 5 行目 2 文字目ないし 7 行目, 8 行目 2 文字目ないし 1 0 行目, 1 1 行 目 2 文字目ないし 1 2 行目, 1 4 行目ないし 1 7 行目		—
2 - 1 2	4 4	3 行目ないし 6 行目		—
2 - 1 5	4 7	2 行目ないし 4 行目, 1 3 行目 ないし 1 5 行目		—
2 - 1 6	4 8	3 行目 1 文字目ないし 5 文字目 , 5 行目 8 文字目ないし 1 2 文 字目, 9 行目ないし 1 5 行目, 1 7 行目 2 文字目ないし 1 9 行 目, 2 0 行目 2 文字目ないし 2 2 行目, 2 3 行目 2 文字目ない し 2 5 行目		—
3 - 1	4 9	3 行目 1 4 文字目ないし 7 行目 3 1 文字目		全て
3 - 2	5 0	4 行目 1 9 文字目ないし 6 行目 , 8 行目 4 文字目ないし 1 4 行 目, 1 7 行目 4 文字目ないし 2 0 行目, 2 1 行目 2 文字目ない し最終文字, 2 2 行目 2 文字目 ないし最終文字, 2 3 行目 2 文 字目ないし最終文字, 2 4 行目 4 文字目ないし 2 8 行目, 2 9 行目 2 文字目ないし最終文字		4 行目 1 9 文字目な いし 6 行目
3 - 3	5 1	1 行目 2 文字目ないし最終文字 2 行目 2 文字目ないし最終文字 3 行目 4 文字目ないし 5 行目 1		1 8 行目ないし 2 6 行目

		8行目ないし26行目		
3 5	5 3	1行目ないし2行目, 6行目ないし7行目		6行目ないし7行目
		25行目2文字目ないし5文字目, 26行目ないし27行目	6号 柱書 き及 びイ	25行目2文字目ないし5文字目
3 6	5 4	1行目ないし10行目12行目 2文字目ないし15行目18行 目7文字目及び8文字目20行 目2文字目24行目26行目2 文字目ないし28行目29行目 2文字目ないし30行目31行 目2文字目ないし32行目33 行目2文字目ないし34行目		4行目ないし6行目
3 7	5 5	1行目2文字目ないし2行目, 3行目2文字目ないし4行目		—
3 8	5 6	1行目2文字目ないし4文字目 , 枠線内3行目1文字目ないし 17文字目, 6行目1文字目な いし3文字目, 7行目1文字目 及び2文字目, 11行目14文 字目ないし23文字目, 14行 目1文字目ないし4文字目, 1 8行目3文字目ないし最終文 字, 19行目3文字目ないし最 終文字, 20行目3文字目な いし最終文字, 21行目3文 字目ないし最終文字, 枠線外3行 目8文字目ないし22文字目		1行目2文字目ない し4文字目, 枠線内 3行目1文字目ない し17文字目, 6行 目1文字目ないし3 文字目, 7行目1文 字目及び2文字目, 11行目14文字目 ないし23文字目, 14行目1文字目な いし4文字目
3 9	5 7	1行目2文字目ないし4文字目 , 4行目, 5行目1文字目な いし3文字目, 9行目3文字目な いし最終文字, 10行目3文 字目ないし最終文字, 11行目3 文字目ないし最終文字, 12行 目3文字目ないし最終文字, 1		1行目2文字目ない し4文字目, 4行目 , 5行目1文字目な いし3文字目

		3行目3文字目ないし最終文字		
3 - 10	5 8	1行目4文字目ないし7文字目, 2行目2文字目ないし5行目, 6行目4文字目ないし8行目, 9行目2文字目ないし12行目, 13行目4文字目ないし最終文字, 14行目4文字目ないし最終文字, 15行目4文字目ないし最終文字, 16行目2文字目ないし最終文字, 17行目5文字目ないし19行目, 20行目2文字目ないし22行目, 23行目2文字目ないし26行目, 27行目2文字目ないし29行目, 30行目2文字目ないし最終文字		1行目4文字目ないし7文字目
3 - 11	5 9	1行目4文字目ないし4行目, 7行目4文字目ないし9行目, 10行目4文字目ないし16行目		—
3 - 12	6 0	9行目ないし10行目, 19行目10文字目ないし21行目	6号 イ	19行目10文字目 ないし21行目
3 - 13	6 1	23行目ないし25行目, 27行目ないし30行目		—
3 - 14	6 2	1行目ないし5行目, 13行目19文字目ないし14行目		—
3 - 16	6 4	7行目ないし9行目		—
3 - 17	6 5	18行目ないし24行目		—
3 - 18	6 6	1行目5文字目ないし4行目, 5行目2文字目ないし10行目, 11行目2文字目ないし18行目, 25行目ないし29行目		—

3 - 19	6 7	2 行目 10 文字目ないし 29 文字目, 23 行目 5 文字目ないし 25 行目		全て
3 - 21	6 9	31 行目 2 文字目ないし 33 行目, 34 行目 2 文字目ないし 36 行目		—
3 - 22	7 0	1 行目 2 文字目ないし 4 行目, 5 行目 2 文字目ないし 8 行目		—
3 - 25	7 3	4 行目ないし 6 行目 14 文字目, 25 行目ないし 30 行目, 31 行目 2 文字目ないし 最終文字		4 行目ないし 6 行目 14 文字目
3 - 26	7 4	1 行目ないし 3 行目, 4 行目 2 文字目ないし 8 行目		—
		10 行目ないし 11 行目, 12 行目 4 文字目ないし 14 行目, 15 行目 2 文字目ないし 11 文字目, 16 行目ないし 24 行目, 25 行目 4 文字目ないし 6 文字目, 26 行目ないし 29 行目, 30 行目 3 文字目ないし 32 行目	6 号 柱 書き及 びイ	15 行目 2 文字目ないし 11 文字目, 25 行目 4 文字目ないし 6 文字目
3 - 27	7 5	1 行目 4 文字目ないし 7 文字目 2 行目ないし 5 行目 6 行目 2 文字目ないし 最終文字 7 行目 2 文字目ないし 最終文字 8 行目 2 文字目ないし 最終文字 9 行目 2 文字目ないし 最終文字 10 行目 2 文字目ないし 最終文字 11 行目 2 文字目ないし 最終文字 13 行目 2 文字目ないし 15 行目 16 行目 2 文字目ないし 17 行目 18 行目 2 文字目ないし 最終文字 19 行目 4 文字目ないし 最終文字 20 行目 2 文字目ないし 21 行目 22 行目 2 文字目ないし 24 行目 25 行目 2 文字目ないし 最終文字 26 行目 2 文字目ない		1 行目 4 文字目ないし 7 文字目

		し 2 7 行目		
3 - 2 8	7 6	1行目 2 文字目 ないし 5 行目		—
3 - 2 9	7 7	1行目 ないし 2 8 行目		1行目 ないし 1 6 行 目, 2 7 行目, 2 8 行目
3 - 3 0	7 8	1行目 ないし 2 7 行目		1行目 ないし 1 2 行 目
3 - 3 1	7 9	1行目 ないし 1 6 行目		—
3 - 3 2	8 0	8 行目 ないし 1 5 行目, 1 6 行 目 5 文字目 ないし 1 8 行目, 1 9 行目 2 文字目 ないし 2 2 行目	6 号 イ	8 行目 ないし 1 0 行 目
3 - 3 7	8 5	1 5 行目 3 文字目 ないし 6 文字 目, 1 6 行目 ないし 2 1 行目	6 号 柱 書 き 及 び イ	1 5 行目 3 文字目 な いし 6 文字目
3 - 3 8 な い し 4 3	8 6 な い し 9 1	「調査要領」欄 全て	6 号 イ	全て
4 - 4	9 6	1 2 行目 4 文字目 ないし 最終文 字, 1 3 行目 4 文字目 ないし 最 終文字, 1 4 行目 4 文字目 な いし 最終文字, 1 5 行目 4 文字目 ないし 最終文字, 1 6 行目 4 文 字目 ないし 1 7 行目, 1 8 行目 4 文字目 ないし 最終文字		全て
4 - 5	9 7	1 行目 4 文字目 ないし 2 行目, 3 行目 2 文字目 ないし 最終文字 , 4 行目 2 文字目 ないし 最終文 字, 5 行目 2 文字目 ないし 最終 文字, 6 行目 2 文字目 ないし 7 行目, 8 行目 4 文字目 ないし 最		全て

		終文字, 9行目4文字目ないし最終文字, 10行目4文字目ないし最終文字, 11行目4文字目ないし最終文字, 13行目4文字目ないし最終文字, 14行目4文字目ないし最終文字, 16行目4文字目ないし最終文字, 17行目4文字目ないし最終文字		
4 - 10	1 0 2	1行目3文字目ないし最終文字, 枠線内 1行目ないし6行目	全て	
4 - 41	1 3 3	8行目3文字目ないし10行目, 11行目2文字目ないし最終文字, 12行目4文字目ないし最終文字, 枠線内（上段）1行目ないし8行目（1行目の「第三債務者」及び8行目「履行期限」を除く）, 13行目4文字目ないし最終文字, 枠線内（下段）1行目ないし9行目（1行目の「第三債務者」及び9行目「履行期限」を除く）	全て	
4 - 42	1 3 4	1行目4文字目ないし最終文字, 枠線内（上段）1行目ないし8行目（1行目の「第三債務者」及び8行目「履行期限」を除く）, 2行目13文字目ないし最終文字, 3行目4文字目ないし最終文字, 枠線内（中段）1行目ないし10行目（1行目の「第三債務者」及び10行目「履行期限」を除く）, 4行目, 5行目4文字目ないし最終文字, 枠線内（下段）1行目ないし10行目（1行目の「第三債務者」及び10行目「履行期限」を除く）	全て	

		を除く)		
4 - 4 3	1 3 5	1行目 2文字目ないし最終文字, , 枠線内（上段） 1行目ないし 6行目（1行目の「第三債務者」 及び6行目「履行期限」を除 く）, 2行目 2文字目ないし最 終文字, 枠線内（中段） 1行目 ないし 10行目（1行目の「第 三債務者」を除く）, 3行目 4 文字目ないし 6文字目, 5行目 4文字目ないし最終文字, 6行 目 4文字目ないし最終文字, 7 行目 4文字目ないし最終文字		全て
4 - 4 4	1 3 6	1行目 2文字目ないし最終文字 , 枠線内（上段） 1行目ないし 8行目（1行目の「第三債務者」 及び8行目「履行期限」を除 く）, 2行目 2文字目及び最終 文字, 枠線内（中段） 1行目な いし 10行目（1行目の「第 三債務者」及び10行目「履行期 限」を除く）, 3行目 2文字目 ないし最終文字, 4行目 4文字 目ないし最終文字, 枠線内（下 段） 1行目ないし 8行目（1行 目の「第三債務者」及び10行 目「履行期限」を除く）		全て
4 - 4 5	1 3 7	1行目 4文字目ないし最終文字 , 枠線内（下段） 1行目ないし 7行目（1行目の「第三債務者」 及び7行目「履行期限」を除 く）, 2行目 2文字目ないし最 終文字, 3行目 4文字目ないし 17文字目, 枠線内（中段） 2 行目ないし 4行目（4行目「履 行期限」を除く）, 5行目 4文		全て

		字目ないし 9 行目, 10 行目 4 文字目ないし 11 行目, 12 行目 4 文字目ないし 13 行目, 14 行目 2 文字目ないし 最終文字, 15 行目 4 文字目ないし 最終文字, 16 行目 4 文字目ないし 最終文字, 17 行目 4 文字目ないし 最終文字		
4 - 4 6	1 3 8	1 行目 4 文字目ないし 最終文字, 枠線内（上段）2 行目ないし 7 行目（7 行目「履行期限」を除く）, 2 行目 5 文字目ないし 6 行目, 7 行目 2 文字目ないし 9 行目, 10 行目 2 文字目ないし 最終文字, 11 行目 4 文字目ないし 最終文字, 枠線内（下段）1 行目ないし 12 行目（1 行目の「第三債務者」及び 12 行目「履行期限」を除く）	全て	
4 - 4 7	1 3 9	枠線内（上段）1 行目ないし 14 行目（1 行目の「第三債務者」及び 14 行目「履行期限」を除く）, 2 行目 2 文字目ないし 最終文字, 枠線内（下段）1 行目ないし 12 行目（1 行目の「第三債務者」及び 12 行目「履行期限」を除く）	全て	
4 - 4 9	1 4 1	15 行目ないし 18 行目	全て	
4 - 5 0	1 4 2	5 行目ないし 15 行目 17 行目, 2 文字目ないし 19 行目, 20 行目 2 文字目ないし 21 行目, 22 行目 2 文字目ないし 23 行目, 24 行目 2 文字目ないし 最終文字, 25 行目 2 文字目ないし 27 行目, 28 行目 2 文字	—	

		目ないし30行目		
4 - 5 1	1 4 3	1行目2文字目ないし3行目, 4行目4文字目ないし5行目, 14行目2文字目ないし15行 目, 16行目4文字目ないし最 終文字, 17行目4文字目ない し18行目, 19行目2文字目 ないし21行目, 22行目2文 字目ないし23行目, 24行目 2文字目ないし27行目		-
4 - 5 2	1 4 4	10行目2文字目ないし11行 目, 12行目2文字目ないし1 3行目, 14行目2文字目ない し16行目, 17行目2文字目 ないし21行目		-
4 - 5 3	1 4 5	1行目2文字目ないし3行目, 4行目2文字目ないし5行目, 6行目2文字目ないし9行目, 10行目2文字目ないし最終文 字, 11行目2文字目ないし1 2行目, 13行目2文字目ない し14行目, 16行目2文字目 ないし最終文字, 17行目2文 字目ないし最終文字, 18行目 2文字目ないし19行目16文 字目, 20行目2文字目ないし 22行目, 24行目26行目2 文字目ないし28行目, 29行 目2文字目ないし30行目		13行目, 14行目
4 - 5 4	1 4 6	1行目ないし5行目, 6行目2 文字目ないし8行目, 9行目2 文字目ないし11行目, 12行 目4文字目ないし13行目, 1 5行目2文字目ないし17行 目, 18行目2文字目ないし21 行目, 22行目2文字目ないし		-

		27行目, 28行目2文字目ないし30行目		
4 — 5 6	1 4 8	上段の表（表頭及び表側を除く ）, 2行目4文字目ないし最終 文字, 4行目2文字目ないし6 行目		—
4 — 5 8	1 5 0	2行目2文字目ないし3行目, 4行目2文字目ないし5行目, 7行目ないし11行目		—
4 — 7 7	1 6 9	27行目2文字目ないし最終文 字, 枠線内1行目ないし4行目		全て
4 — 1 2 4	2 1 6	20行目2文字目及び最終文字 , 枠線内1行目ないし7行目		全て

（注）当審査会事務局において、該当箇所の記載方法を整理した。

別紙

「滞納様式」第1号ないし第69号